

生活対策

平成 20 年 10 月 30 日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

目 次

第1章 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 金融経済情勢と対策の意義
2. 5つの基本視点

第2章 具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(第1の重点分野) 生活者の暮らしの安心

1. 家計緊急支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 雇用セーフティネット強化対策・・・・・・・・・・ 6
3. 生活安心確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(第2の重点分野) 金融・経済の安定強化

4. 金融資本市場安定対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
5. 中小・小規模企業等支援対策・・・・・・・・・・ 12
6. 成長力強化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(第3の重点分野) 地方の底力の発揮

7. 地域活性化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
8. 住宅投資・防災強化対策・・・・・・・・・・ 19
9. 地方公共団体支援策・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3章 財源 <経済成長と財政健全化の両立>・・・・・・・・ 21

1. 国費と事業規模
2. 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラムの策定

(別紙) 「生活対策」の規模・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

「生活対策」

第1章 基本的考え方

1. 金融経済情勢と対策の意義

（世界的な同時不況の兆し）

世界の金融資本市場は 100 年に一度と言われる混乱に陥っている。本年 9 月中旬以降、欧米各国では金融機関の破綻が相次ぎ、金融市場の機能不全が生じており、株価急落に示されるように、金融危機が世界的規模で深まっている。世界経済は、金融の激変に加え、実体経済の弱体化が進みつつあり、まさに世界的な景気後退の兆しが強まっている。

（日本経済の現状と先行き）

金融危機に襲われている海外に比べ、日本の金融システムは健全であり、これまで安定性は確保されている。しかし、外需に依存してきた日本経済は、世界経済の減速に伴いすでに景気後退局面に入っている。今後は、世界的な景気後退を受けて、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化そして深刻化するおそれが高まっている。

（国民生活への影響）

金融経済情勢の悪化の影響は、いずれ国民すべてに到達し、とりわけ経済的な弱者には大きな波となって押し寄せてくるおそれがある。原油価格等に反落の動きがみられるものの、暮らしの安心が脅かされている「生活者」、資金繰りに苦しむ「中小・小規模企業」、都市部との格差に悩む「地方」といった弱者に対し、セーフティネットをより一層強力に張り巡らせ、手厚い支援を行うことによって、緊急の備えを万全にすることが喫緊の課題となっている。

(新たな成長への展望)

一方で、現下の世界的な金融経済変動に対応していくためには、内需主導の持続的成長が可能となるよう経済の体質転換を進めていくことが重要である。このためには、住宅投資の活性化、低炭素社会構築に向けた設備投資の促進、国内金融資産を活かした消費の拡大などが鍵となろう。これまでも日本経済は幾たびも世界の大きな波に巻き込まれ、その度に国民のたゆまぬ努力によって乗り越えてきた。今般の厳しい情勢下にあっても、こうした経済の体質転換により、内需を拡大し、新たな成長への展望を拓いていくことができると思う。

2. 5つの基本視点

「生活対策」の最終的な目的は、「国民生活と日本経済を守る」ことである。そのため、以下の5つを基本視点として政策展開を行う。

(1) 3段階の経済財政政策により、日本経済立て直しに取り組む

日本経済は「全治3年」という基本認識の下で、今年度から直ちに日本経済の立て直しに取り組む。

- ・当面は「景気対策」
- ・中期的には「財政再建」
- ・中長期的には「改革による経済成長」

という3段階で、経済財政政策を進める。

このため、本対策に盛り込んだ施策は、平成21年度予算編成とも連結して切れ目ない連続的な実行を図るものとする。

(2) 最優先課題として、「金融資本市場の安定確保」に向けて万全の措置をとる

国際金融資本市場の安定化に向け、G8議長国として引き続き国際協調を推進するとともに、日本の経験を活かした一段の発信を行う。また、日本の金融システムは世界で最も安定して

いるが、安定性強化に万全を期すため必要な措置をとる。

日本銀行においては、金融市場の安定確保に取り組むとともに、内外の厳しい経済金融情勢の下、政府における本対策や構造改革への取組を踏まえ、適切かつ機動的な金融政策運営を行うよう期待する。

(3) 3つの重点分野を位置づけ、その中で「生活者」を一番に置く

「生活対策」は、3つの重点分野として

- ・「生活者の暮らしの安心」
- ・「金融・経済の安定強化」
- ・「地方の底力の発揮」を位置づける。

このうち、第一に、生活者のための「暮らしの安心」を打ち立てる。経済不安や物価高騰などに直面する家計への緊急支援のため、総額2兆円を限度として生活支援定額給付金（仮称）を実施する。また、60万人規模の雇用下支え強化によるセーフティネット強化や消費者政策、介護人材の増強、子育て支援など生活安心の確保に全力をあげる。

(4) 一過性の需要創出対策ではなく、自律的な「内需主導型経済成長」への移行を後押しする

金融危機の悪影響は世界の实体经济に急速に表れつつあり、日本経済に広範かつ多大な影響が及んでくることは覚悟しなければならない。そうした情勢下で今回の経済対策の意義は、単なる一過性の需要創出を行うことではなく、自律的な「内需拡大」による確実な経済成長の実現のため、経済の体質を転換し、日本経済の「底力」を発揮させることにある。

(5) 経済成長と財政健全化の両立に向けて取り組む

本対策の実行にあたって、これまでの政府・与党の方針に沿って対応していく。財政規律の維持の観点から、安易に将来

世代に負担をつけまわすようなことは行わない。「簡素にして温かい政府」を目指すという考え方を基本とし、経済成長と財政健全化の両立を図っていく。こうした考え方にに基づき、

- ・ 対策の財源は、赤字国債に依存しない。
- ・ 不要不急な経費の削減をはじめとする徹底した見直しを行うなど、歳出改革の取組を継続する。
- ・ 持続可能な社会保障制度の構築と、その安定財源確保に向けた中期プログラムを早急に策定する。この中には、基礎年金国庫負担割合を 1/2 に引き上げるための前提となる税制抜本改革の姿も含める。

第2章 具体的施策

＜第1の重点分野＞生活者の暮らしの安心

景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として総額2兆円を限度として生活支援定額給付金（仮称）を実施するとともに、非正規労働者や中小企業・地域を中心に60万人分の雇用下支え強化を行う。また、消費者政策を抜本的に強化するとともに、介護人材等の10万人増強、出産・子育て支援や障害者・医療・年金対策の推進など、国民の生活の安全・安心を確保するための取組を推進する。

1. 家計緊急支援対策

◇家計への緊急支援として、特別減税及びこれに関連する臨時福祉特別給付金を実施することとしていた。一方、家計への緊急支援としての効果をより迅速に実現し、かつ、低所得者にも広く公平に行き渡らせるためには、給付方式によることがより適切である。この給付（生活支援定額給付金（仮称））は、総額2兆円を限度として、単年度の措置として今年度内に実施することとし、その実施方式等について早急に検討する。

＜具体的施策＞

○生活支援定額給付金（仮称）の実施

◇勤労者の生活・消費を支える「賃金引上げ」の環境づくりを進める。そのため、国民の負担軽減の観点から、積立金残高の状況を踏まえ、セーフティネット機能の強化と併せて、「雇用保険料引下げ」等へ向けた取組を進める。

＜具体的施策＞

○経済界に対する賃金引上げの要請

○雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組

- ・雇用保険の保険料については、平成 21 年度の 1 年間に限り、0.4% の範囲内の幅（現行 1.2%）で引き下げることにについて、セーフティネット機能の強化等と併せ、関係審議会において労使と十分協議した上で検討、結論。

◇電気・ガス料金に関し、現下の経済状況や国民生活への影響等を十分踏まえ、来年 1－3 月期の値上げ幅の圧縮・平準化を電力・ガス会社に要請。

＜具体的施策＞

○電気・ガス料金の来年 1－3 月期の値上げ幅の圧縮・平準化を電力・ガス会社に要請

◇輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等については、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにする方向で早急に見直しを行う。

＜具体的施策＞

○輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等の早急な見直し

2. 雇用セーフティネット強化対策

◇景気後退による雇用の影響が最も出やすい非正規労働者、中小企業や地方企業を中心にセーフティネットを強化し、60 万人分の雇用下支え強化を行う。

＜具体的施策＞

○非正規労働者の雇用安定対策の強化

- ・年長フリーター等（25～39 歳）の積極雇用の支援強化
 - ― 事業者に対する特別奨励金の創設（3 年間集中実施）
- ・「非正規労働者就労支援センター」の増設（3 カ所→5 カ所）等
- ・ジョブ・カード制度の拡充
 - ― 訓練期間中の生活保障給付の返還免除対象者の拡大等、雇用型訓練に

対する助成の拡充

- ・ジョブカフェの機能拡充等

○中小企業等の雇用維持支援対策の強化

- ・事業悪化している中小企業の雇用維持支援の拡充
 - 中小企業緊急雇用安定助成金の拡充
- ・雇用調整による休業等に対する助成の拡充
 - 雇用調整助成金の要件緩和・助成率引上げ

○地域における雇用機会の創出

- ・地域における雇用機会の創出（「ふるさと雇用再生特別交付金（仮称）」創設）等
 - 雇用情勢の厳しい地域における安定的雇用機会の創出、職業訓練の強化

3. 生活安心確保対策

◇国民の生活不安の解消のため、消費者庁（仮称）の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10 万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

<具体的施策>

○消費者庁の創設など消費者政策の抜本的強化等

- ・消費者庁（仮称）の創設と地方の消費生活相談体制の強化
 - 地方公共団体における消費生活相談窓口の強化等に向けた集中的な取組（都道府県に地方消費者行政活性化基金（仮称）を創設等）
- ・食の安全対策の強化
 - 輸入食品の安全性確保に向けた取組の推進、輸入食品への化学物質等の混入を踏まえた緊急検査の実施、有害物質・残留農薬の分析機器の緊急配置等
- ・悪徳商法・振り込め詐欺対策の推進等

○介護従事者の処遇改善と人材確保等

- ・介護報酬改定による介護従事者の処遇改善

- 平成 21 年度の介護報酬改定（プラス 3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等

- ・介護人材等の緊急確保対策の実施等

- 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充（一定期間従事した場合の返還免除要件の緩和等）
- 母子家庭の母親の介護福祉士・看護師等の資格取得支援（給付金の支給期間拡大）
- 福祉・介護人材の参入促進のための相談・助言、潜在的有資格者等養成支援、複数事業所連携（以上障害者基金の活用）、年長フリーター等を介護人材として確保・定着させた事業者への助成、介護作業負担軽減のための設備・機器を導入する事業者へのモデル奨励金
- 認知症高齢者の徘徊 SOS ネットワークの GPS 利用や広域ネットワークの整備推進
- 外国人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修

○出産・子育て支援の拡充

- ・「安心こども基金（仮称）」創設による子育て支援サービスの緊急整備
 - 都道府県に安心こども基金（仮称）を設置し、子育て支援サービスを緊急整備
- ・「子育て応援特別手当（仮称）」の支給
 - 幼児教育期の子育てを支援するため、平成 20 年度の緊急措置として、子育て応援特別手当（仮称）を支給
- ・安心・安全な出産の確保
 - 妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進
- ・中小企業の子育て支援促進等
 - 中小企業における育児休業・短時間勤務制度の利用やベビーシッター費用等補助の促進のための助成拡充

○障害者支援の拡充

- ・ 自立支援法円滑施行・福祉人材確保対策等
 - 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の延長・積増しによる事業所支援、新法移行支援、福祉・介護人材確保対策（再掲）等
- ・ 障害者雇用の促進
 - 障害者雇用の経験のない中小企業に対する奨励金の創設、障害者雇用の特例子会社等の設立促進助成金の創設

○医療・年金対策の推進

- ・ 医療対策の推進
 - 災害派遣医療チームの設備整備、看護師・助産師の高度技能習得の推進、国立高度専門医療センターの先端医療機器等の整備、地域の中核的医療機関としての大学病院の機能充実、新型インフルエンザ対策の強化（パンデミックワクチン製造能力の強化）等
- ・ 年金記録問題への対応
 - 年金に対する信頼回復のため、標準報酬等が改ざんされた可能性がある年金記録の徹底調査等を実施

＜第2の重点分野＞金融・経済の安定強化

国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、日本の金融システムの安定性強化に万全を期すために必要な措置の実施や株式市場活性化を図る。また、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小・小規模企業について十分な資金繰り対策を実施する一方で、「成長力強化税制」の導入などにより、中長期的に日本経済の「底力」を成長に結び付ける取組を推進する。

4. 金融資本市場安定対策

◇国際金融資本市場の安定化に向けて、国際協調を推進するとともに、日本のバブル崩壊後の経験を活かした一段の発信を行う。

＜具体的施策＞

○国際金融資本市場の安定化に向けた積極的取組

- ・ 国際協調の推進、日本の経験を活かした一段の発信
- ・ アジア地域における金融協力の一層の推進

◇日本の金融システムは世界でも最も安定しているが、安定性強化に万全を期すため必要な措置を講じる。

＜具体的施策＞

○国内市場の安定に向けた必要な対策の実施

- ・ 自社株買い規制の緩和（実施済）
- ・ 企業に対する自社株買いの要請（資本コストの低下による競争力強化、賃金や下請企業への還元の促進）
- ・ 従業員持株会による株式取得の円滑化（実施済）
- ・ 取引所による空売り情報開示の拡充（実施済）
- ・ 空売り規制の強化（売付けの際に株の手当てがなされていない空売りの禁止（実施済）、一定規模以上の空売りポジションの報告・公表）

- ・空売り規制の厳正な執行を含めた相場操縦等の不正行為に係る監視の徹底（実施中）
- ・政府等が保有する株式の市中売却の一時凍結（実施中）
- ・銀行の株式保有制限の弾力的運用（実施済）

○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善

- ・国の資本参加によって、金融機関の資本基盤を強化し、地域経済に対する適切な金融仲介機能の発揮を可能にする観点から、金融機能強化法の活用・使い勝手の改善を図るとともに、金融市場の異常かつ急激な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤の安定を確保し、円滑な金融機能が発揮されるために十分な政府の資本参加枠の拡大を検討する

○生命保険会社のセーフティネットにおける政府補助の延長

- ・保険契約者のセーフティネットの確保の観点から、生命保険会社の負担を基本とした上で、平成 21 年 4 月以降も生命保険契約者保護機構に対する政府補助を引き続き可能とする（平成 24 年 3 月末まで）

○適正な金融商品会計に向けた努力へのサポート

- ・国際的な会計基準の動きを踏まえ、①公正価値（時価）の算定方法の企業会計基準委員会による明確化の監査人への周知・金融検査での対応を行うとともに、②同委員会による金融商品の保有目的の変更に関する迅速な検討を支持する

○銀行の自己資本比率規制の一部弾力化

- ・現在の市場環境の下、自己資本比率の急激な変動により、金融機関の金融仲介機能を低下させないよう、国際合意の枠組みも踏まえつつ、規制の一部弾力化を図る

○証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組

- ・証券化商品の原資産の追跡可能性を確保するための販売ルール作りに向けた市場関係者の取組支援、格付会社に係る規制の検討、金融安定化フォーラム等への積極的な参画

○金融機関の流動性対策

- ・日本銀行において、年末の資金需要にも配慮し、内外の金融機関に対する潤沢な流動性の供給を実施するよう期待する

◇多様な投資家が参入し、厚みのある株式市場の構築に向け、市場の活性化を図るための環境整備を進める。

<具体的施策>

○金融証券税制

- ・金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する。

上場株式等の配当等について、3年間現行税制の延長を行う。
金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置を創設する。

また、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）を導入する。

なお、銀行等保有株式取得機構の活用などについては、与党において引き続き検討する。

5. 中小・小規模企業等支援対策

◇中小・小規模企業等の資金繰り対策のため、セーフティネットとしての貸付・保証枠について、先般措置した9兆円の事業の早期実施を図るとともに、30兆円規模に拡大する等の措置をとり、加えて、民間金融機関による資金供給の円滑化等に努める。

<具体的施策>

○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善（再掲）

○「安心実現のための緊急総合対策」による資金繰り対策の早期実施

- ・上記対策で措置した9兆円の事業について、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫によるセーフティネット貸付の10月1日からの強化に加え、信用保証協会による緊急保証を10月31日から開始

○緊急保証と政府系金融機関等による貸付について 21 兆円規模の追加を実施（「安心実現のための緊急総合対策」における9兆円規模に加え、合計30兆円規模に拡大）

- ・信用保証協会による緊急保証枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における6兆円規模に加え、新たに14兆円規模の追加を行い、合計20兆円規模に拡大
- ・政府系金融機関等による貸付枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における3兆円規模に加え、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付の金利や貸付条件の見直しを含めた拡充、商工中金による金融危機対応業務の発動により新たに7兆円規模の追加を行い、合計10兆円規模に拡大

○商工中金、政策投資銀行による金融危機対応業務の発動（再掲）

○日本企業の海外における事業に対する貸付の拡充

- ・日本政策金融公庫（国際協力銀行（JBIC））を活用して、国際金融危機に対処するため、我が国企業の海外における事業に対する貸付を拡充

○民間金融機関による金融仲介機能の強化

- ・民間金融機関による資金供給の実態把握と円滑化の要請
- ・中小・小規模企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置と金融検査における徹底

○建設業の資金調達の円滑化

- ・「地域建設業経営強化融資制度」の活用（11月事業開始予定）

◇税制措置や人材確保・育成等により中小・小規模企業等の活性化を図る。

＜具体的施策＞

○中小企業対策税制、人材確保・研究開発支援

- ・ 中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ
- ・ 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活
- ・ 人材確保・育成の促進、技術承継支援等
- ・ 中小企業等に対する研究開発支援の強化

○中小企業の新技術の商品化・調達に向けた一貫支援

- ・ 新商品の開発及び実用化のための補助・融資制度の拡充、公的研究機関による製品の性能評価等の実施とお墨付きの付与、独創的な商品等を公的機関が率先して導入する仕組みの構築、内外市場での販路開拓など、調達までつながる一貫支援

○下請法、独禁法違反行為への厳正な対処

- ・ 中小・小規模企業等に不当な不利益を与える違反行為への厳正な対処、「下請保護情報ネットワーク」の活用

6. 成長力強化対策

◇中長期な観点からの内需拡大、成長力強化に向け、企業活力を高める「成長力強化税制」の導入、我が国が強みとし低炭素社会の実現にもつながる省エネ・新エネ対策の推進、金属資源の開発及び資源外交の強化等、世界最先端の研究開発促進、企業成長の源泉たる従業員の勤労意欲向上により、日本経済の「底力」を飛躍に結びつける取組を進める。

＜具体的施策＞

○「成長力強化税制」の導入

- ・ 省エネ・新エネ設備等の投資促進税制
 - 時限的に即時償却を可能とする省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置
- ・ 海外子会社利益の国内還流
 - わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備の